

No.	質問内容	回答
1	公園の指定管理については別途導入予定とのことですが、本事業で整備する公園（又は公園の機能がある広場等）の全てについて別途導入予定の指定管理者が担う認識でよろしいでしょうか。それとも、例えば本事業で整備する施設及び公園（又は公園の機能がある広場等）を PFI で整備する場合は対象外という認識でよろしいでしょうか。	現時点で対象外と決めると対象範囲を狭めてしまうので、個別対話を通して、事業者に対してどのような管理区分が好ましいかお聞きして決めていきます。
2	新たな公園の提案に伴う施設づくりにおいて、まちなかウォークアブル区域の特例、又は Park-PFI を活用した建ぺい率の上限緩和（上乗せ）を想定した提案を行っても良いでしょうか。また、その場合は上乗せ率も教えてください。	Park-PFIを活用した提案を基本としており、建ぺい率の上乗せ率は、+10%を見込んでおります。 まちなかウォークアブル区域の様々な特例を活用される場合は、実際に活用出来るかどうかは、所管課の確認が必要となることから、その確認は貴社において実施していただく必要があります。
3	戸田市が本公園に求める緑被率や運動公園の割合などの条件がありましたら教えてください。また、火気（花火や調理等）の使用禁止などの制限がありましたら教えてください。	○緑地面積については、本事業で敷地500㎡以上で建築物を建築する場合、戸田市宅地開発事業等指導条例に該当するものとなり、戸田市宅地開発事業等指導条例技術基準（令和8年度版）に適合する必要が生じます。また、対象面積が3,000㎡以上の場合は、埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に該当するものになります。 ○運動施設の割合については、都市公園法施行令第8条及び戸田市立公園条例第11条より、敷地面積の50%が上限値となります。 ○火気については、戸田市立公園条例第13条第10号の規定に基づき、公園内での火気行為は禁止としておりますが、事前の協議等により、許可を出すこともあります。
4	都市公園区域内に現存する認定道路について 市道7118号線、市道7119号線は廃道になるのでしょうか。	市道第7118号線及び市道第7119号線は、認定道路になっておりますが、現状は公園用地として使用しており、将来は廃止する予定です。